

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じて、第82回国民スポーツ大会および第27回全国障害者スポーツ大会（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）に参加することで、開催気運を盛り上げるとともに、県民総参加の信州やまなみ国スポ・全障スポをめざす。

あわせて、長野県の歴史や文化・スポーツ・自然・食等のあらゆる魅力について全国へ発信する。

2 事業内容

文化プログラムの内容は、次のいずれかに該当し、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備（実行）委員会が認めたものとする。

- (1) スポーツに関する文化・芸術事業
- (2) 長野県の自然や歴史、伝統、文化等を発信する事業
- (3) その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業

3 事業実施者

文化プログラムの事業を実施できるものは、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、長野県および特定非営利活動法人
日本スポーツ芸術協会
- (2) 長野県内の市町村
- (3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体は除く）

4 実施期間

文化プログラムの実施期間は、原則として令和10年1月1日から令和10年12月31日までの期間とする。

5 開催地

文化プログラムは原則として長野県内で実施する。

6 経費負担

文化プログラムの実施に係る経費は、3に定める各事業の実施者が負担する。